



化学纖維機械用語

JIS L 0304 : 2000
(JCSTM/JSA)

(2004 確認)

平成 12 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本繊維機械標準化協議会（JCSTM）及び財団法人 日本規格協会（JSA）から工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによつて、**JIS L 0304-1982**は改正され、この規格に置き換えられる。

なお、この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。

通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかる確認について、責任はもたない。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 45. 7. 1 改正：平成 12. 3. 20

官 報 公 示：平成 12. 3. 21

原案作成者：日本繊維機械標準化協議会（**105-0011** 東京都港区芝公園3丁目5-8 社団法人 日本繊維機械協会内 TEL 03-3434-3821）

財団法人 日本規格協会（**107-8440** 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 一般機械部会（部会長 岡本 弘之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 [**100-8921** 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1 TEL 03-3501-1511（代表）] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によつて、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

化学繊維機械用語

L 0304 : 2000

Glossary of terms used in chemical fiber machinery

1. 適用範囲 この規格は、繊維工業における化学繊維機械部門で用いる主な用語について規定する。ただし、レーヨン、キュプラ及びアセテートは、原液工程以後、その他は紡糸工程以後に限定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。

JIS L 0204-2 : 1998 繊維用語(原料部門) 第2部：化学繊維

JIS L 0204-3 : 1998 繊維用語(原料部門) 第3部：天然繊維及び化学繊維を除く原料部門

JIS L 0205 : 1972 繊維用語(糸部門)

JIS L 0208 : 1992 繊維用語—試験部門

3. 分類 用語の分類は、次の6分類とする。

- a) 基本用語
- b) 一般
- c) 湿式紡糸用機械
- d) 乾式紡糸用機械
- e) 溶融式紡糸用機械
- f) 加工機械

4. 用語及び定義 用語及び定義は、次による。

なお、参考として対応英語を示す。

4.1 基本用語

番号	用語	定義	参考
			対応英語
101	化学繊維機械	<p>a) 原料製造機械、糸条を作る機械、糸条を処理するための紡績機、織機、編組機、染色仕上機、不織布製造機械、試験機器など、これらの附属機械の総称。</p> <p>b) 糸条を作る機械で、紡糸機、原糸仕上機、原糸加工機及び出荷設備など、これらの附属機械。</p>	chemical fiber machinery
102	原液工程	レーヨン、キュプラ、アセテートなどの製造において、パルプなどの原材料を化学処理し、溶剤に可溶化させて紡糸原液とする工程。	dope making process
103	紡糸機	溶融ポリマ、紡糸原液などを紡糸口金から吐出し、糸条を形成する機械。	spinning machine